事業所税の使途について

事業所税は、地方税法第701条の30の規定により、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税として課税しております。

令和７年度においては、道路、公園、社会福祉施設、環境衛生施設及び教育文化施設などの都市環境の整備や改善事業に充てております。

（単位：千円）

【歳入】

款	項	目	目の名称	R7年度決算額
1	6	1	事業所税	1,859,922

（単位：千円）

【歳出】

款	充当事業	R7年度決算額	財源内訳					
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	うち事業所税
3	社会福祉施設整備事業	1,060,831	447,908	35,280	295,649	94,715	187,279	1,859,922
4	廃棄物処理施設整備事業	14,337,471	3,900,022	－	9,318,915	168,057	950,477	
8	道路整備事業	3,238,836	586,899	－	2,309,181	20,732	322,024	
8	公園施設整備事業	395,071	65,513	－	270,800	8,520	50,238	
8	河川改修事業	434,333	23,397	81,397	306,000	4,916	18,623	
8	土地区画整理事業	1,659,336	282,964	－	557,800	723,765	94,807	
8	公営住宅建設事業	1,303,178	607,896	－	568,962	67,828	58,492	
10	小中学校校舎等改築事業	6,422,987	1,409,812	11,842	4,226,180	149,097	626,056	
合　計		28,852,043	7,324,411	128,519	17,853,487	1,237,630	2,307,996	1,859,922

※ 令和７年度決算額及び財源内訳については、対象事業分のみを記載している。